

宮崎市建設工事及び建設コンサルタント等の入札事務における予定価格等の公表実施要領

(目的)

第1条 本要領は本市が発注する建設工事のほか、建築設及び建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント（以下「建設コンサルタント等」という。）の入札における予定価格及び指名業者の公表の時期、方法等を定めることにより、透明性・公正性・競争性をより一層高めることを目的とする。

(公表の対象)

第2条 契約課において競争入札に付する全ての建設工事及び建設コンサルタント等

(公表の時期)

第3条 公表時期は、次の各号のとおりとする。

(1) 予定価格

① 予定価格6千万円以上の建設工事

予定価格は、入札締切後に公表するものとする。

② 予定価格6千万円未満の建設工事及び建設コンサルタント等

予定価格は、入札前（指名通知時又は公告時）に公表するものとする。

(2) 条件付一般競争入札における入札参加業者名

条件付一般競争入札における参加業者名は、落札者決定後に公表するものとする。

(3) 指名競争入札における指名業者名

指名競争入札における指名業者名は、落札者決定後に公表するものとする。

(4) 最低制限価格及び低入札調査基準価格・失格基準価格

最低制限価格及び低入札調査基準価格、失格基準価格は、落札者決定後に公表するものとする。

2 市長は前項各号に定める公表時期について、適切な入札の執行に支障があると認める場合、又はその他特別な理由がある場合は、これによらないことができるものとする。

(公表の方法)

第4条 入札情報サービスに掲載するものとする。

附 則

1 この要領は平成27年11月1日から施行し、指名競争入札については、次の各号に定めるところにより適用する。

(1) 土木一式工事 平成27年11月1日以降に指名通知を行う案件から適用

(2) 土木一式工事以外 平成28年4月1日以降に指名通知を行う案件から適用

2 「予定価格事前公表実施要領」は廃止する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行し、令和5年11月1日以降に公告を行う条件付一般競争入札の案件及び指名通知を行う案件に適用する。